

会 議 要 旨

会議名	第5回館山市景観計画策定委員会
開催日	平成30年10月12日（金）午前10時～午後0時20分
開催場所	館山市役所本館 2階会議室
出席者	館山市景観計画策定委員会委員10名 事務局：建設環境部長、都市計画課3名、委託事業者2名
公開・非公開の別	公開
非公開の場合の理由	
傍聴者	0名
会議概要・結果等	<p>■議 事</p> <p>(1) 館山市景観計画（素案）について</p> <p>■会議概要</p> <p>(1) 館山市景観計画（素案）について</p> <p>○資料3について、愛沢委員より補足説明</p> <p>・（愛沢委員）富崎地区については、地域住民によるまち歩きガイドや、阿由戸浜のゴミ拾いなど、自分たちで景観を維持していくことに繋がる活動を、コミュニティで取り組んでいる。観光地としても人を呼べる地区で、土日だけでも3,000人近くの来訪者が来ている。館山地区の赤山地下壕などもスタート当時はどうなるのかわからなかったが、今では多くの方が来訪するスポットになっている。</p> <p>館山市の交流人口を増やしていくという点でも、今回、富崎地区をひとつのモデルケースとして、候補地区にしてはどうか、再検討を願いたい。</p> <p>⇒（委員長）それでは、今の意見について何かあるか。</p> <p>⇒富崎地区は、海岸があつて、ベラ干しがあつて、漁民の生活と密着した地域づくりが昔から育まれてきた地区であり、これからもぜひ、この地域の産業も含めて残していくべき、館山の遺産だと思う。遺産というのは、役割を終えたという意味ではなく、今後も人々によって引き継がれていくべきものという意味で、重点地区の候補地区として良いのではないかと考える。</p>

⇒私も結論としては重点地区の候補地区で良いと考えている。富崎地区は、漁村の良い雰囲気が出ていて、非常に景色もきれいな所である。また、小谷家住宅の保存及び活用の支援に関する事業として、館山市のふるさと納税に係る事業の対象となっており、館山市からも一部支援しているという実績もあるので、重点地区の候補に相応しいかと思う。

⇒（委員長）他に意見はあるか。

⇒率直な意見として、富崎地区は、小谷家住宅以外に何かあるのかといった疑問がある。

⇒（愛沢委員）富崎地区は、明治時代は日本で一番人口密度が高い地域で、とても狭い地域である。そこに6,000年くらい前から人がいたとされ、狭い地形に集落が張り付いたことが珍しいとされていて、小谷家住宅以外にも空き家で分棟型住宅が残っていたりもする。

⇒観光客目線としてはどうなのか。何かあるのか。

⇒（愛沢委員）例えば、青木繁以外にも、阿由戸浜に色々な海浜植物が残っていたり、地震で何回も隆起が起きたことによる海蝕洞穴であったり海岸段丘であったり、そういう場所に漁民たちが住み着いてといった地区である。これらはガイドがないとわからない。ガイドの育成やまち歩きイベント等を実施して、観光まちづくりとして取り組んでいければと思う。

⇒見るべきスポットがあるとして、回遊ルートなんかも考えていくべきだと思う。歴史的に大事な場所であれば、観光ルートとして提案して、ゾーンにしていければ良いのではないか。

⇒（委員長）それでは、今の意見も富崎地区への応援演説と捉えて、事務局としては、今後の意識醸成を期待して、市主導での位置づけはしないということだが、委員の意見や、私の意見も含めて、富崎地区を重点地区候補に戻しても良いと思うが、これについて、異議はあるか。

－異議なし－

○【資料1】事務局説明に対する意見・質問

・それでは、事務局提示の資料について、特に第3章から第5章がある意味では、景観計画のボディになるかと思うが、何か意見等はあるか。

⇒第3章の景観まちづくりの目標について、個人的に提案をしたが、印象としては全く変わっていないと感じた。「あったかふるさと館山」という表現にこだわるのであれば、写真もそれを表しているものでないと伝わらない。例として、房日新聞に掲載された、シャボン玉と親子の写真を持って来た。こういうものをセンス良く配置してもらいたいと思う。感性の部分なので議論にならないが、この目標は自分が意図したものと全く違う。委員長からも以前に、里見八犬伝の八つの徳目を目標に活かしたらという提案もあった。目標については最初から考え直してもらいたい。

⇒前回の策定委員会では、「館山らしさ」とはと提議があつて、何か力強いメッセージを示した方が良いという話があつたかと思う。今回提案の目標だと「館山」の部分だけを他の地名に入れ替えても使えるようなものになってしまっている。今出た意見のように、もう少し詰めた方が良いと思う。

⇒(委員長) 目標を再考してはどうかという2名の委員からの意見だが、趣旨としては、「館山らしさ」を追求してはという根底に関する問いかけで、これについては、使用する写真も含めて、もう少し吟味し、最後の最後まで検討すべき点と考える。第3章のそれ以外の部分については概ねこのような所かなと思う。

⇒32ページの4行目に、人々の営みや「ふるまい」と出てくるが、この「ふるまい」とは何を指しているのか。

⇒(事務局)「ふるまい」は例えば、建物を建てる場合の建て方や、緑の植え方だとか、花の育て方といった、「営み」よりも手足の動作を伴うものをイメージして記載している。また、「営み」は、生活そのもので、そこに住まうことそのものを指している。

⇒(委員長) 生活と生活行為といったように、書いても良いかもしれない。この点も、ずっと読みやすいように表現を再考する必要があるかと思う。

⇒「あったかふるさと館山」について、人々のつながりや、輪を作る活動を自主的にしている方々がいることを肌で感じている。例えば、北条海岸でのビーチマーケットであつたり、0円マーケットといった活動であつたり、ジャズの演奏会など、この地を使って何かを発信しようとする活動が盛んであると思う、そのような活動の様子を写した写真なども掲載してはどうかと感じた。

⇒(委員長) 先程の目標の所でもあつたように、良い素材があれば、どんどん提供してもらいたい。

他に、第4章についてのご意見はどうか。

⇒事務局の苦勞もあつてか、第4章は今までの議論によって大きく変わってきた。まちづくりをコミュニティ単位で行っていくことが提案されていて、その地域ごとに景観を大事に育てていく、そういうまちづくりが「景観まちづくり」に繋がっていくと思う。市民が動きやすい視点での計画になっていると思う。

⇒（委員長）第4章は、ぜひ、市民の皆さんに読んでいただきたいと思うので、それぞれ自分の住んでいる地区に対して、どういう景観形成の方針が示されているのかがわかるように、かみ砕いた読みやすい表現にしてもらえればと思う。

また、私からは1点だけ、第4章の図面の色使いが毒々しいので、もう少し色合いを検討してもらいたい。

それでは、第5章について、重点地区の部分なので、少し時間をかけたいと思うが、ご意見等はいかがか。

⇒長須賀地区について、車で走ってみたが、紅屋商店以外が目につかない。一つの建物だけに依存するのは危惧する部分がある。例えばそこを拠点に市民の輪ができていたとかが加わらないとあまり意味がないと思う。

⇒説明の中で、「周遊」という言葉が良く出ているが、どんな移動手段で周遊するのかというイメージを記載した方が良い。今、意見があったように車では目につかなくても歩いてみると見える景観も多くある。

⇒候補地区の名称として「長須賀歴史的景観保全地区」というのは言い過ぎかと思う。歴史的な景観であれば、那古地区にもある。歴史的というとお寺とかになりがち。長須賀であれば、震災からすぐに復興した古い街並みといった部分が特徴なので、そういった部分にもう少し詳しく触れてはどうか。

⇒（委員長）60 ページに重点地区の指定方針が①～⑥まで掲げられているが、重点地区や候補地区が、この指定方針のどれに該当するのかといった関連を記載してはどうかと思う。地区名の横に指定方針の番号を入れるなど。

・（館山市全体として）里見の城下町の面影を残すのは難しい。なぜなら関東大震災で昔からの建物は壊れてしまい、それ以降の建築物しかない。長須賀は補助金を投入したからではなく、そこに住む人の力で復興した代表的な地区である。

⇒長須賀地区には、他に、金八商店があるので、それも書いてもらえればと思う。

⇒明治 18 年にできた上野医院も非常に重要な役割をした病院で、その資料で、文化財になっているものが博物館にある。紅屋商店だけが震災で残ったのはすごいこと。今は歴史的なものがなくても、かつての長須賀校舎や工場があった場所だといった表示をしたら面白いかと思う。

⇒昔は物流の中心が海で、長須賀辺りが問屋街だった。鉄道も走っていた。よく考えるのが、東京に住んでたりすると若い頃に館山で過ごしたものがなくなっていく、個人の記憶とその土地の記憶のようなものが消去されている気がするということ。神社とかは一つのポイントとして残るけれども、土地の代表的な記憶として長須賀があることを記録してほしい。

⇒（委員長）文化財など、とにかく保存しなければというのは、文化庁的判断なのだろうが、そうではない、個人の集積のような記憶は上書き保存されていくような感覚で、みんなの記憶がそこに重なっていくような感覚かと思う。そこは、文化庁的なきっちりとした保存ではなく、逆にそこに色々な思い出が詰まって、物語として積み重なるような意味合いでの保存であれば非常に良い場所になる。

それでは、第 6 章について、花のまちづくりの推進については、今回が初出しで、今までの各章とは違った流れのものが入っているように感じる。事務局からの説明にあったように、第 6 章だけ目標像みたいなものも出てきている。館山市では、花は大事なテーマになり得るので、一つの章を立てて扱うのは良いかと思う。

⇒（事務局）委員長が言うように、他の章とは性質が違うため、「花のまちづくり編」といった形で、推進編の前に入れる構成にしました。

⇒（委員長）「花のまちづくり」の定義だったり目標だったり記載されており、他の章とは違った、独立したものになっている。違いを強調するのであれば、推進編の後が一番最後にするのはいかがか。

⇒千葉県の土木事務所では、県道等を管理しているが、房総フラワーラインの植栽は、年 3 回行っている。市と千葉県で花を植えているが、実際にはボランティアで県道の植栽を行っている方もいる。また、美化活動を行っている団体に対して、花などを提供するようなアダプト制度といったものもある。それらも追記してもらえれば、行政だけではなく、市民活動の広がりにつながると思う。

⇒景観以前に、環境というテーマとして、北条海岸等で野ざらしになっている古い車が砂まみれで放置されているが、館山市では手つかずになっている。環境破壊になる。花を愛するマインドがあるのならば、ぜひそこにも手をつけてもらいたい。

⇒花のまちづくりの主体に、できれば小学生・中学生など若い方、将来を担っていく世代の方々にも入ってもらいたい。

⇒ここにも地域コミュニティを主体として入れた方が良い。地域コミュニティの主な行事にも記載があるが、花いっぱい運動を実施している。花のまちづくりに取り組むにあたっては、この運動に対してもアドバイスのようなものがあると良い。花が枯れてそのままになって続かなくなっている所もある。花のまちづくりを復活するために一度仕切り直しても良いかと思う。

⇒花のまちづくりを独立した章として入れて強い意志で進めていくのであれば、18ページの自然・みどりの部分や、30・31ページの景観まちづくりの目標の所などにも、もう少し内容を散りばめてはどうか。

⇒（委員長）様々な主体を入れてはどうかということと、計画書内にも花について散りばめるということで、章として独立させるとしても、要所要所の関係のある所に花を入れる必要がある。内容が重複しても良い。第6章という中間の章に入れるとやはり表現が難しくなるので、最後に独立すべき。館山ならではのものになる。

⇒花の部分は先程から出ている「営み」のように感じる。営みであれば、安房地域はお祭りも盛んなので、それも含めて散りばめていけば良いのではないか。花と祭りは館山の特色だと思う。

・（委員長）第7章以降はいかがか。

⇒景観重要建造物の件について、民間施設はともかく、安房南高等学校旧第一校舎は県指定文化財、洲崎灯台は国登録有形文化財となっているので、協議を進めて指定に入れた方が良いのではないか。

⇒（事務局）前回の策定委員会でも安房南高等学校の件が出ていたので、景観重要建造物の指定手続きについて、千葉県に確認した所、景観法に基づく、景観重要建造物等の指定は、景観計画に指定方針を定めてから協議を行う必要があるとのことで、景観計画の策定当初から指定することが難しいということであった。まずは、指定方針を決め、指定候補例の中から随時進めていく予定。

⇒景観重要樹木には、1本の木だけでなく、槇の生垣の連なりといった形で指定はできるのか。

⇒（委員長）指定は可能である。候補例として入れてはどうか。

⇒（事務局）槇の生垣に関しては、連なりがある八幡地区を重点地区の候補地区にしている。槇の生垣は八幡地区以外にもあり、その兼ね合いをどうするか。また、槇自体を景観重要樹木に指定するのであれば、所有者全ての同意が必要となってしまうので、事務局としては、エリアとしての保全を想定していた。候補例として入れるだけであれば可能かと思う。

・景観計画で一番肝心な所が、第7章の「良好な景観形成のための行為の制限」の部分だと思う。特に、館山駅西口地区は全ての建物で届出が必要になるということで、今より厳しくなるということだと思うが。気になったのが、屋根の所で、「勾配屋根とする。陸屋根の建設に際しては陸屋根に見えないように工夫すること」とあり、89 ページのイラストの屋根のように、陸屋根の一部に見せかけだけの瓦を付けるだけで良いとするのか。または、違う方向性にするのかを検討しないといけない。

もう1点が市の玄関口にもなっているバイパスの沿道地区の所で、大きい建物であれば届出が必要になるとのことだが、そうでない場合、届出が不要ということになる。現状、好ましい色彩基準から最もはみ出ている建物が、この沿道地区に既にある。この部分については、どのような議論で、資料のようになったのか。

⇒（事務局）館山バイパスの沿道地区は、第4章で、各区分ごとの方針を記載している。重点地区以外は色彩に関しては緩い規制にしている。

⇒緩い色彩規制が90 ページ・91 ページにあるが、既にこの基準から逸脱している建物が館山バイパス沿いにある。その点については今後どのようにしていくのか。

⇒（委員長）つまり既存不適格の取扱いをどのようにするのかということ。

⇒（事務局）景観計画では、既存のものを直ちに直すようには指導できない。

⇒（委員長）それから、今の意見でもう1点あった、館山駅西口地区の景観形成基準の部分で、「建物の色彩は色彩基準に基づき、温暖な地域のイメージが表現できるもの。」「屋根材の本来の色彩を活かし、ペンキ等でのペイントは行わないよう配慮する。」「陸屋根は陸屋根に見えないように工夫する。」これらの点については、ここでの検討が必要。

⇒（事務局）現在の指導要綱では、陸屋根に見えないように工夫してもらっている。

⇒とってつけたもので安っぽいと感じる。

⇒表現が「配慮すること」「努めること」となっていて、あまり強制力があるように見えないが、これは今までの指導要綱に合わせているような感じか。

⇒（事務局）全ての陸屋根を瓦付きにするといったことはきりがなく、対応を見込めないところがあります。中途半端に捉えられるかと思うが。

⇒徹底しても意味がない。南欧風は景観的な負の遺産とも考えている。館山駅西口については、エリアを囲んだのでそれ以外に出さない。住民の方がやってきたことの否定はできないが、エリアを拡大しない囲いという意味の重点地区だと思っている。

⇒（委員長）87 ページの景観形成基準で、屋根は勾配屋根にすると言っておきながら、「陸屋根の建設に際しては」という表現が矛盾している。「勾配屋根にするよう配慮する」といったようにしてしまった方が良いのではないか。

⇒「勾配屋根を原則とする」ではいかがか。「見えないように工夫する」というと、取り繕うような印象となってしまう。

その他、「景観アドバイザーと協議すること」「景観にマッチするよう」といったようにより、クオリティが上がる方向が良い。

⇒（委員長）では、策定委員会としては、「屋根は瓦葺きを基本とし、原則、勾配屋根とする。」としたいと思うがいかがか。

－異議なし－

・太陽光パネルや風力発電設備の届出について、他地域で作っているようなガイドラインなどは作るのか。

⇒（事務局）届出を受けた際の判断基準にもなるため、しっかりとしたガイドラインができるかはわからないが、判断基準となるようなものは作りたい。

・館山バイパス沿いにネオン照明があるが、夜のネオンは毒々しい。信号ともかぶることもある。

⇒（事務局）85 ページの景観形成基準では、建築物の夜間照明に「過剰な光量とならないよう」と一応入れている。ネオン照明については、第8章の屋外広告物の所で、デジタルサイネージ等につい

ては書いているが、抽象的な表現に留まっている。今後、ガイドライン等でカバーする必要もあるかと思う。

・届出の流れのフローの中に「景観アドバイザー」が出てこないが、設置はしないのか。

⇒（事務局）景観アドバイザーについては、設置を必須としている市町村もあるが、館山市の場合、設置は任意にしている。景観アドバイザーにも専門の分野があると思う。必要に応じて設置を考えていきたい。

⇒（委員長）景観アドバイザーは、事前協議の段階で色々やり取りをして、材料のサンプルを持ってこさせるか、細かい資料により協議をする役割のもの。

・（委員長）それでは、意見も一通り出たようなので、今後の流れとしては、本日出た意見を事務局に修正してもらい、パブリックコメントにかけ、そこで寄せられた意見を精査した上で、再度この策定員会で審議することになる。特に、景観まちづくりの目標がまだ決まっていないので、これに関しては委員のお考え等があれば、事務局に寄せていただきたい。

⇒（事務局）パブリックコメントは10月中には開始したい。景観まちづくりの目標については、翌週までに、各委員からの意見をいただき、それを元に目標案ということで、パブリックコメント前に仮の決定をしたい。目標は「検討中」とし、これについてもパブリックコメントで意見をもらい修正できるような形にしたい。目標の最終決定は次回の委員会と考えている。

⇒委員から目標の案を募るのにあたっては、字数制限をした方がよい。どんどん長くなってしまう。

⇒（事務局）レイアウトとして、資料でいう3段くらいで収まるようなイメージか。

⇒（委員長）3段では長い。少なくとも市の職員が簡単に暗記できる程度の長さが良い。

⇒20文字程度はいかがか。

⇒（委員長）では、20文字を目安にご意見を募りたい。
以上で、議事を終えます。